

2026年2月

「けや木の平団地」のお客さまへ

盛岡ガス燃料株式会社

(小売登録番号: C0049)

ガス事業法令に基づくガス料金等に関する 規制解除に伴う約款内容変更のお知らせ

平素は盛岡ガス燃料をご利用くださいまして誠にありがとうございます。

当団地は2026年3月1日付で、ガス事業法令に基づくガス料金等に関する規制が解除されることになりました。これに伴い、2026年2月28日時点で指定旧供給地点小売供給約款によりガスの供給をさせていただいているお客さまにつきましては、2026年3月1日以降、約款の内容を一部変更させていただきますが、基本的には、これまでの供給条件を継続した供給契約とさせていただきます。

対象契約種別

指定旧供給地点小売供給約款

変更の概要について

- ① 供給約款の名称を「指定旧供給地点小売供給約款」から「ガス小売供給約款」に変更いたします。また、「ガス使用契約」から「ガス小売供給契約」に変更いたします。
- ② 当社は、約款を変更することがあります。その場合は、変更実施日の10日前までに変更後の約款を事業所等に掲示して周知いたします。変更後の約款に異議がある場合、解約することができます。
- ③ 約款の変更の際は、変更しようとする事項を、訪問、書面の送付、当社ホームページでの開示、その他当社が適当と判断した方法により、当該変更をしようとする事項を説明し、交付する書面に記載することについてあらかじめ承諾していただきます。
ただし、約款の変更が、法令の制限又は改廃に伴う変更、又は実質的な変更を伴わないものについては、特に求めがない限り、書面に記載しないことがあることをあらかじめ承諾していただきます。
- ④ ガス料金等を支払期限内にお支払いいただけない場合は、当社から契約を解除させていただくことがあります、その際は、原則として解除日の15日前と5日前に文書等で通知いたします。
- ⑤ 保安上必要と認める場合は、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転又は特別な施設の設置を求め、その費用をお客さまに負担していただく場合があります。
- ⑥ 保安のため必要な場合は、ガス小売供給契約を解除された後であっても、使用場所に立ち入らせていただきます。
- ⑦ 契約変更年月日:2026年3月1日

■変更後の供給条件（ガス小売供給約款）は、当社ホームページ、事業所の受付窓口でご確認ください。

（書面をご希望の場合は送付いたしますので、当社へご連絡ください。）

※上記変更内容をご承諾いただけた場合は、特段のお手続きは不要です。

上記変更内容等にご承諾いただけない場合は、お手数ですが、2026年2月28日までに当社へご連絡ください。

（解約の手続きを取らせていただきます。）

なお、ご承諾いただきましたお客さまには、2026年3月1日より変更したガス小売供給約款に基づきガスを供給させていただきます。 **※実質的な変更はありません**

供給条件等の概要について

■ガス料金は「検針請求書」でご確認ください

- ・検針票に記載しているガス料金は、基本料金とガスの使用量に応じて計算する調整単位料金により計算いたします。
- ・また、調整単位料金は原料費の変動に応じて調整した額を加減した額になります。
- ・ガス料金はすべて税込みです。支払義務発生日（検針日等）から20日経過後にお支払いいただく場合には、遅取料金（3%割増）となります。
- ・ガス料金は、口座振替、クレジットカード払い、払込みその他の方法により、支払義務発生日（検針日）の翌日から起算して50日目（支払期限）までにお支払いいただきます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。
- ・供給条件の詳細は、当社ホームページ、事業所の受付窓口に掲示しております。
(書面をご希望の場合は送付いたしますので、当社へご連絡ください。)

■供給施設等の設置工事について

- ・お客さま資産の供給施設の設置及び修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用）は、お客さまに負担していただきます。また、供給開始前にガス小売供給契約又はガス工事契約をお客さまの都合により変更又は解除される場合は、これに要する工事費をお客さまに負担していただき、変更又は解約によって生じた損害を賠償していただきます。

■保安上の取扱いについて

- ・お客さまの資産については、お客さまの責任において管理していただきますが、ガス事業法令の定めるところにより、検査及び緊急時の措置等の保安責任を当社が負います。また、お客さまの承諾を得て内管及びガス機器等について調査し、その調査結果を速やかに通知しますが、調査できなかった場合等において、当社の責に帰すべき事由によりお客さまが損害を受けられたときは、当社は賠償の責を負いません。なお、調査の際はお客さまの立会が必要となります。

■契約変更時の取扱いについて

- ・当社は、契約期間中であっても約款を変更することができます。お客さまは、変更後の約款に異議がある場合、解約することができます。

ガス小売全面自由化について

- ・2017年4月1日から改正ガス事業法の施行によりガス小売全面自由化になり、原則として都市ガスの供給区域等及び旧簡易ガスの供給地点の独占並びに料金規制が廃止されました。
- ・一方、当団地は、ガス料金等に関する従前の規制が継続されていましたが、2026年3月1日をもって規制が解除されます。これまで当団地は経済産業省の認可を得て（もしくは届け出て）ガス料金を設定していましたが、今後はこのような行政手続きが不要になります。
- ・お客さまがガスの使用場所を特定する番号として、検針請求書にあるお客様番号（11桁）を「供給地点特定番号」として設定いたします。

今後とも盛岡ガス燃料株式会社をご愛顧賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

2026年3月以降も引き続き、当社とご契約いただける場合は、改めてのお手続きは不要です。

ご不明な点がございましたら下記までお問合せください。

盛岡ガス燃料株式会社 料金課（平日9時～17時）019-647-1151

